

しぶかわし

# 農業委員会だより

vol.5

平成21年9月号

発行／渋川市農業委員会 〒377-8501 渋川市石原80番地(市役所第二庁舎)  
TEL 0279-22-2920 FAX 0279-22-2132

こんにちは！  
がんばってます！



ご両親(隆之さんと中央孝子さん)と共々



## 勉強の毎日です… 関口 ひろなり 博至さん(北牧)

私は、平成20年の結婚を機に、それまでの勤めを辞め、就農しました。まだ就農して1年あまりなので、わからないことが多く、毎日が勉強ですが、家族に支えられながら頑張っています。

現在は、新品種を徐々に増やし、大型の機械の導入などにより、こんにゃくの生産規模を増やしています。

最近の世界的な不況により、農業への関心が高まり、報道などでも目にする事が多く、農業がにわかに着目されています。この流行がいつまで続くかは、わかりませんが、私のような若い世代の人達が農業に関心を持ち、少しずつでも就農する人が増えていき、縮小の一方である日本の農業が盛り上がっていけばと思います。

これからも、色々な事を学び、働く喜びを感じながら頑張っていきたいと思っています。

## 遊休桑園の解消に緊急支援策!!

耕作放棄地の再生利用交付金の支援に関連し、遊休化した桑園を抜根・整地（産廃処理費含む）を実施した者に**平成21年度の一年間に限って**、特別支援をいたします。詳細は下記のとおりです。  
農家のみなさんは是非ご利用ください。



〈荒廃した桑園畑〉



〈撤去作業〉



〈整地〉



〈営農再開（そば）〉

- 1 **活動主体** 農業者、地域協議会、法人等
- 2 **対象農地** 農振農用地区域内の農地であること。（但し、営農再開が条件）
- 3 **支援内容** 経費上限30万円／10a
- 4 **申込先** 市農林課

## 耕作放棄地の解消に支援策!!

国では、本年度から食料自給率の向上を柱に、国内供給力を強化する総合対策予算を計上しました。その中の一つに耕作放棄地を解消するための緊急対策として、耕作放棄地の再生利用に取り組む活動主体に交付金を出し、支援するもので詳細は下記のとおりです。

- 1 **活動主体** 農業者、地域協議会、集落組織、法人等
- 2 **対象農地** 農振農用地区域内の農地であること（但し、営農再開が条件）
- 3 **実施期間** 平成21～25年度
- 4 **支援内容**
  - ①農地の再生作業支援（障害物除去、深耕、整地等）  
荒廃の程度に応じ、3万円／10a  
または5万円／10a（取組初年度のみ）
  - ②土壌改良支援（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）2.5万円／10a（最大2年間）
  - ③営農定着支援（営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適正確認等）2.5万円／10a（1年間）
- 5 **申込先**：渋川市担い手育成総合支援協議会（※1）（窓口は市農林課）

（※1）渋川市担い手育成総合支援協議会…渋川市、渋川市農業委員会、渋川地区指導センター、北群渋川農業協同組合、赤城橋農業協同組合、赤城西麓土地改良区の組織で構成された地域協議会。

農業者の皆さん是非この機会を利用し「遊休桑園」及び「耕作放棄地」の解消に努めてください。  
支援策について詳しくは市農林課 ☎2593 または農業委員会事務局 ☎2920 へお問い合わせください。

ご利用  
ください

# 遊休農地対策事業補助金交付制度

「遊休農地での雑草の繁茂や害虫の発生で困っている…」  
このような苦情が多くなっています。

市では遊休化した農地を耕作できるよう復元した農家に対して遊休農地対策事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付しています。

補助金を希望する方は市農林課（☎2593）または地区の農業委員にお気軽にご相談ください。

作業内容	基準費用	補助率
抜根・処分	10a当たり 185,000円 (上限)	3分の1以内
抜根	10a当たり 35,000円	3分の1以内
鋤耕	10a当たり 7,500円	3分の1以内
耕転	10a当たり 6,500円	3分の1以内
土壌改良	10a当たり 41,820円 (上限)	3分の1以内
ヘアリーベッチ作付け	10a当たり 4,500円 (上限)	3分の1以内

## 農業委員の声



渋川市農業委員会の  
活動と計画について

会長職務代理

池田 一夫

(北橘町八崎)

今や、世界のあらゆる産業にグローバル化の波が押し寄せており、農産物も例外ではありません。農産物の自由化や、規律が強化する中で、一方の国では穀物をバイオ燃料に、又一方の国は食糧不足等、世界の食糧事情が大きく変化している中、日本は自給率四十%前後であり、政権が変わるたびに農政施策が変わります。こうした状況下、渋川市農業委員会は優良農地の確保、保全に努めてまいりました。

農業に意欲ある担い手に対し、

農地の利用集積の促進等。耕作放棄地の解消と防止。耕作放棄地防止の一環としては、各地域にヘアリーベッチを作付けしてモデル公開しています。(地域の委員が管理を担当)

また農業委員は、各地区にて農地相談や、農地パトロール。農振除外、農地転用、農地転用済確認及び、無断転用監視等を行っております。

その他農業者年金の加入、全国農業新聞の普及拡大に努めております。

私共は農業者の代表として、地域農業振興のために地域の声を、公に対して建議等の活動を行い、各地域の特産を生かした魅力ある農業経営が出来るよう、今後とも努力してまいります。

農政の動きを知り  
経営に役立てる

毎週金曜日発刊  
購読料月額600円(税込)  
お申し込みは地区の農業委員へ

## 地目変更登記について

農地転用許可後、転用計画どおり事業を実施し完了後には、速やかに地目変更登記申請を**法務局にて**行ってください。

## 農地の転用・売買・貸借等は許可を受けてから

**自分の農地だから、許可や届出をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用しても良いのでは、と思っている方はいませんか？**

農地は、地目が「田畑」であれば耕作されなくても農地として扱われます。

また、地目が「田畑」でなくても、耕作の用に供されている土地であれば農地とみなされ、住宅用地、工場用地、道路、山林等に転用する場合や一時的な資材置場、砂利採取場等に転用する場合には、農地法で一定の規制がかけられていますので、許可を受ける必要があります。

また、自己の所有している農地が、傾斜地や窪地であったり、道路との段差がある場合に切り土や盛り土をする場合にも農業委員会への届出や許可が必要となります。

**農地を売ったり、貸したり、又は転用したりするときは、農地法に基づく許可が必要です。**

自己の農地の保全又は利用上必要な農耕用の道路、用排水路等の施設に転用する場合には許可は不要ですが、農業経営上必要な作業場、畜舎等の施設に転用する場合には、農業委員会への届出や許可が必要です。

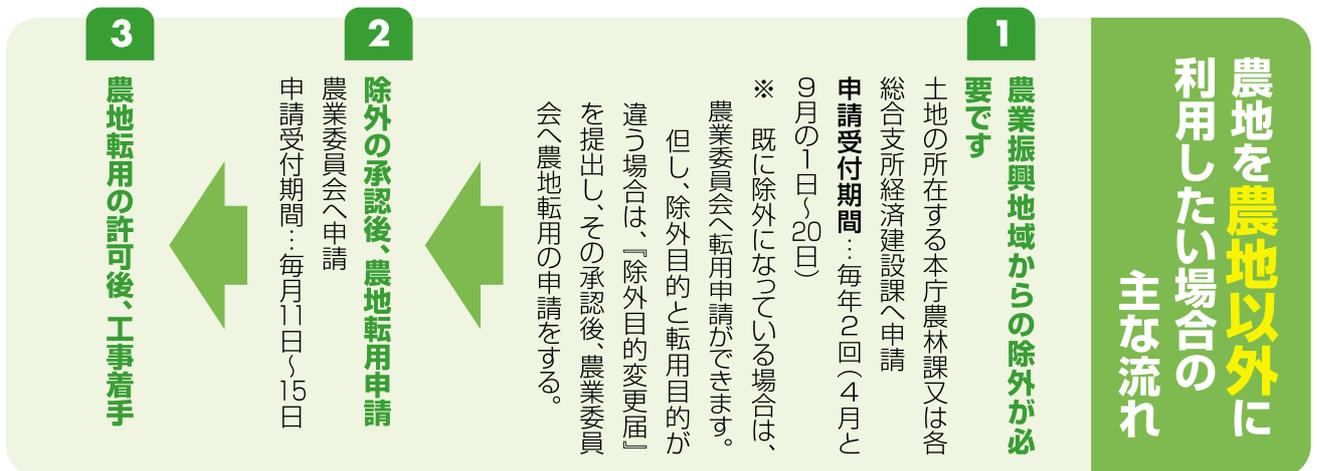
農地を転用するには必ず農地転用の申請をして許可を必ず受けましょう。

また、転用許可後の許可内容に変更が生じた場合は速やかに農業委員会に届け出て、変更手続きを行います。

## 農地を転用する際には、農業振興地域の農用地区域からの除外が必要となります。

農振農用地区域内にある農地を農地以外で利用する場合は、必ず農用地区域からその農地を除外し、その後、農業委員会へ農地転用の許可が必要となります。

例えば、除外が認められただけで、転用の許可を取らずに農地以外に利用してしまう人がいますが、必ず除外の認可後、転用許可を取ってから事業計画どおりに利用してください。なお、この除外の審査は、毎年(年2回)行われます。



# その“農地改良”は大丈夫ですか？

話をもちかけた業者だけでなく  
農地所有者にも厳しい責任が問われます！



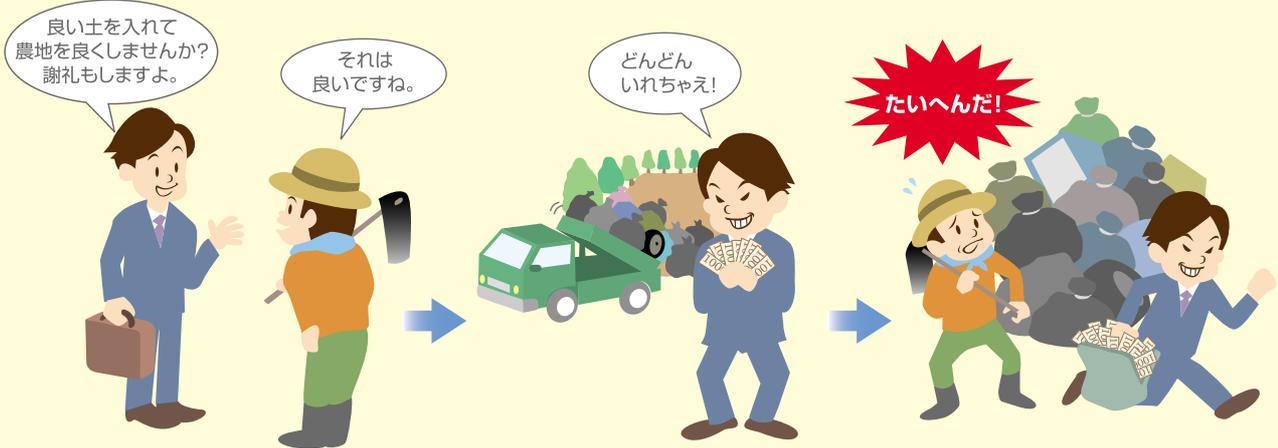
悪質な業者が、産業廃棄物や建設残土を処理しようと、あなたの農地を狙っています。「良い土を入れて農地を改良し、さらに謝礼も払います」等と、甘い言葉をかけられたら“要注意”！

農地を掘削して砂利を採取し、産業廃棄物の混入の可能性が有る建設残土で埋め戻すといった悪質な行為が見受けられます。

また、農地改良の届け出を提出しても、農地に産業廃棄物や残土をもりあげられてしまい、安全な農地としては使いものにならない恐れがあります。また近隣地に被害が及ぶなど、予想もしないトラブルにもなります。

「農地」を「農地」として使えなくすれば「農地改良」を偽装した農地法違反となり、業者だけでなく、農地の所有者にも厳しい責任が問われます。

「農地改良」と称して砂利の採取や建設残土の投入等の話をもちかけられた場合は、ご注意ください。



掘削し砂利採取、建設残土や産業廃棄物投棄等、農地を農地以外のものにする場合



**農地法違反！**  
事業者の持ちかけに応じた農地所有者も、農地法に違反したとして、現状回復命令、場合によっては刑事告発の対象になります。

**被害**にあわないために…以下のような手段を講じましょう

- ① 書面にて契約を結ぶ
- ② 工事の進捗状況について、自分の目でこまめに現地をチェック
- ③ 少しでも不審な点があれば農業委員会へ相談する



## 市民の皆様へ

農地への不法投棄や農地を掘って砂利を採取し、建設残土で埋め戻す違反行為が増えています。近隣の農地において、疑わしい行為を見かけたときは、危険ですので一人で現場に近づいたり、声をかけたりしないで、農業委員会へご連絡ください。自然と生活環境を守るためにご協力をお願いします。

# お知らせ

## 新農業委員紹介

赤城橋農業協同組合推薦の農業委員がかわりました。



塩谷 勝巳 委員（北橋）

担当地区 箱田  
抱負等

J A 赤城たちばなの推薦をいただきました。

農協を中核として、地産地消を推進するなかで、食の安全安心と農業者の生産意欲の向上に努めていきたい。

## 退任者

農業の振興・発展にご尽力戴きありがとうございました。



石田 三代次 氏（北橋）

来年は3年に一度の農業委員選挙の年です

本市の農業委員会委員の任期は、平成22年3月3日に満了となります。

公職選挙法の規定により、選挙による委員の選出は、任期満了日前30日以内に行うこととなります。選挙期日は、市の選挙管理委員会が決定することになりますが、2月下旬の日曜日が見込まれています。

なお、選挙による委員の定数は30人で、選挙区ごとの委員定数を定めていますが、詳しくは下表のとおりです。

「立候補予定者説明会」や届出の日時等については、選挙期日の決定に併せて決められ、広報等で周知されることとなります。

◆農業委員会委員選挙に関する問い合わせは、農業委員会事務局（☎2920）、または選挙管理委員会（☎2111内線4211）へ。

### 選挙区及び選挙委員定数

選挙区名	第1選挙区	第2選挙区	第3選挙区	第4選挙区	合計
所属区域	旧渋川市 旧伊香保町	旧小野上村 旧子持村	旧赤城村	旧北橋村	
選挙委員定数	8人	7人	10人	5人	30人
選挙人名簿登録者数	2,833人	3,200人	4,102人	2,429人	12,564人

（※選挙人名簿登録者数は平成21年3月31日現在）

おでかけ  
ください

## しぶかわ農業フェア

市では、農業者と消費者の交流を深め、農業の健全な発展を目指す「第4回しぶかわ農業フェア」を開催します。農業委員会も食のコーナーで参加予定です。皆さん是非誘い合わせて、気軽にお出かけください。なお、会場は駐車場が不足していますので、市役所駐車場をご利用ください。マイクロバスで送迎をします。

**と き** 11月7日(土)午前9時～午後3時

**と ころ** 市民会館

**主な催し物** ●買うコーナー＝農林産物の即売 ●食のコーナー＝料理の試食等 ●体験コーナー＝各種講習会等  
詳しくは、市農林課(☎2593)へ。



社会の様々な分野で功績があった人に贈られる春の叙勲で、元伊香保町農業委員会長の山口源一郎さん  
 伊香保町水沢 さんが旭日双光章に輝きました。

山口さんは農業委員として活躍。農業の発展と振興に尽力し、その功績が認められたものです。  
 長年にわたるご活躍に深く敬意を表しますとともに、お慶びとお祝いを申し上げます。  
 また、益々のご活躍を期待いたします。



山口源一郎さん

## 農業委員が相談をお受けします。 農地相談日

農業委員会では、毎月「農地相談日」を設けています。予約制ですので、お待たせすることもございません。

農地の売買や貸し借り、農地の転用、その他農地に関する事で個人的に相談したい方はご利用ください。  
 今年度下半期の相談日、相談会場は左記のとおりです。

農地相談日	相談会場
10月26日(月)	市役所第二庁舎
11月25日(水)	伊香保総合支所
12月24日(木)	小野上総合支所
平成22年	
1月25日(月)	子持総合支所
2月25日(木)	赤城総合支所
3月25日(木)	北橘総合支所

※時間は全日程とも午後1時30分から午後3時までです  
**▼申込方法**  
 前日までに事務局へご連絡ください。

また、事前に予約のない方も時間内に直接相談会場へお越しいただければ先着順にて相談をお受けします。(ただし、お待ちいただく場合や回答が後日になる場合もあります)  
 詳しいお問い合わせは、農業委員会事務局 (☎2920) へ。

# 経営と老後の生活がっちりサポート 新農業者年金に加入しましょう!!

新しい農業者年金制度は安心して頼れる魅力ある制度になりました

- ◆メリット1 農地を持たない農業者や家族農業従事者も加入できます (国民年金第1号被保険者)
- ◆メリット2 少子高齢化時代に強い年金…積立方式で安定した財政運営を行います
- ◆メリット3 保険料の額は自由に決められます (月額2万円から6万7千円まで千円単位)
- ◆メリット4 80歳までの保証が付いた終身年金です
- ◆メリット5 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります
- ◆メリット6 農業の担い手 (認定農業者等) には、手厚い政策支援 (保険料の国庫補助) があります

詳しくは、地区の農業委員、または農業委員会事務局へ

# わたしもひとこと

## これからの水田農業

私が農業をするようになったきっかけは、15年前に病気で父を亡くしてからです。

当時、私の家は、旧渋川市で常心1・2位を争う取繭量を取る養蚕中心の農家でしたが、私はすでに勤めをしていて農家の柱が亡くなり今後家の農業をどうしようか、家族で話しあいをした時もありました。

私は現在JA北群渋川に勤務しています。当時は渋川市農協の生産課で米麦の担当をしており、主に水田・水田作組合の担当で春先には水稲育苗センターで播種管理を行ったり、学童の学習田での米づくりの指



加藤 幸永さん  
(川島)

導を行っていました。

そんなこともあって、田んぼなら勤めながら出来るのかなと思いはじめました。

私の家の水田は15aほどですが、土地改良もされて無く何枚にも水田が分かれていて作業はとても大変で、豊秋・古巻地区は土地改良も進み、いろんな組合が大きな機械を使い作業する姿をみてうらやましく思っていました。

私が水田の規模拡大をするようになったのは組合から入替えて不要になった5条の乗用田植機を譲って頂いてからでした。今まで2時間かかっていた田植えが1時間かからずについて、じゃあもつと面積を増やそうと思い、遊休水田を借り作付けを増やしてきました。その後、コンバイン・乾燥機等を購入し、現在では水稲作付面積270a（内利用権設定200a）作業委託150aを行っています。しかし、米麦関係は農作業時期

が短く、その割に機械等の経費が係り個人経営では限られたところまでの経営規模になります。

そこで集落営農組織が中心となり渋川市の農業を支える事ができたら、渋川の農業は大丈夫だと思います。それには農家の考え方・経営方針が纏まらなければなりません。そのため、今まであった地域性や経営の違い等大きな壁を崩さなければならぬことがたくさんあると思います。市・JA・農業委員会・指導センターなどの関係機関の協力により一つ一つ取り除き、若者が興味を持つ農業が出来たら最高だと思います。

私は毎年田植えの時期が来るのがたのしみになっています。それは幼稚園生が待ちに待った遠足を迎える気分と同じです。

物事に取り組むの一番大切な事は、「いかに楽しい気持ちで取り組むか」だと思います。そして農業には「秋に自分が作った作物の収穫が出来る」という喜びが見えるのですからなおさらです。

いずれ職場を退職し、農業主体になってもこの気持ちは忘れずに取り組みたいです。

農地のつぶやき その①

『経営主が「遺言」で後継者に財産を与える場合は、許可が必要?』

遺贈（遺言による財産の処分）には、「包括遺贈」と「特定遺贈」とがあります。

「包括遺贈」は、遺贈される財産が特定されておらず、遺言者の財産の全部または一部（何分の一というように抽象的な割合で示される）を贈与するといふものであり、受遺者は相続人と同様の地位に立ちます。

「特定遺贈」は、遺言で贈与される財産が具体的に特定された遺贈であり、生前における贈与と特に異なりません。

農地法では、「包括遺贈」については、農地等の権利移動の許可を適用除外しておりますが、「特定遺贈」については、許可を受けなければなりません。